

在上海日本国総領事館からのお知らせ

●「在留届」提出のお願い

外国に住居又は居所を定めて3か月以上滞在する方は、旅券法第16条により、その地を管轄する日本大使館、総領事館に在留届を速やかに提出するよう義務づけられています。これは、当地公安当局に申請する「居留許可」とは異なります。

緊急事態の際、日本国大使館、総領事館は在留届をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認し援護活動を行います。

在留届は以下より電子申請できます。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●総領事館緊急メールマガジン

総領事館ではメールマガジンを発出しています。このメールマガジンは、当館管轄地域にお住まいの日本人の皆様に、当館より日ごろから様々なお知らせを発信したり、緊急事態に大切な情報をすばやく伝達したりすることを目的としたものです。

ご登録はこちらから。

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp>

- ▶ 総領事館緊急メールマガジン
- ▶ 仮登録ページへ
- ▶ 「利用者情報新規登録」

へお進みください。

●在上海日本国総領事館の連絡先

代表電話：(021) 5257-4766

※夜間・休日の緊急連絡事務所は内線「0」

査証（ビザ）専用回線：(021) 5257-4768

■在上海日本国総領事館・広報文化センター

住所：上海市万山路8号

郵便番号：200336

電話番号：(021) 52574766

(広：(021) 6219-5917)

FAX番号：(021) 62788988

(広：(021) 6219-5957)

■在上海日本国総領事館 別館 領事部門

住所：上海市延安西路2299号

上海世貿大廈（上海マートタワー）13階

郵便番号：200336

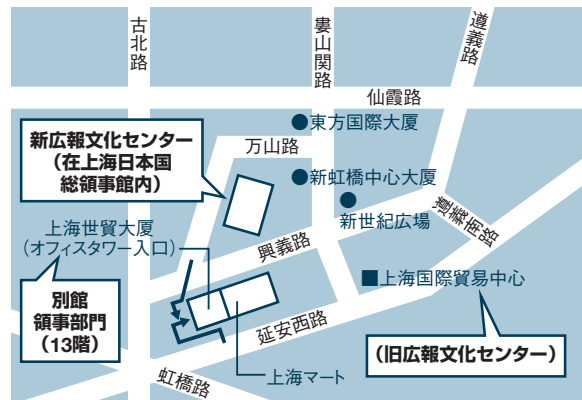
電話番号：(021) 5257-4766

FAX番号 (021) 6278-6088

●ホームページ

(日本語) <http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

(中国語) <http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/cn/>



事務局だより

上海日本商工クラブ事務局という日系企業にサービスを提供する場に勤務しているので、よく「日本語でのコミュニケーションは大変ですか？」と聞かれることがあります。私が日本語を学び始めたきっかけは、日本語を勉強している多くの学生たちのような「日本のアニメが好きだから」などの理由からではなく、「商工クラブ事務局に勤務しているから」でした。

入社したばかりの頃、私はほとんど日本語がわかりま

せんでした。私は主に財務会計を担当していますが、日本語でのコミュニケーションは必須です。そこで毎日仕事帰りのバスの中で、メモに書いた単語や専門用語を復習しました。更にわからないことがあれば、家で辞書を引いて確認しました。1年後には自分でも自覚できるほど、日本語が上達したと思っています。

商工クラブ事務局で働くようになって8年目となりました。職場で日本語を勉強しながら、日本の文化を学び、日系企業の考え方も身につきました。それが私と日本語の“縁”と言えます。(張)